



## 児童扶養手当の受給が可能になります

## 障害年金の加算の範囲が拡大されます

児童扶養手当と子加算の間で選択可能に

平成23年4月に「国民年金法等の一部を改正する法律」が施行され、障害年金を受ける権利が発生したときに受給権者によって生計を維持している配偶者や子どもがいる場合だけでなく、障害年金を受給する権利が発生した後に生計

を維持することになった配偶者や子どもがいる場合にも届け出によって加算が行われることになりました。

### ▽加算の対象期間

①平成23年4月1日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子どもを有している場合は、法施行時から加算の対象となります。

※平成23年3月31日における生計維持関係を確認することになります。

②平成23年4月1日以降、受給権発生後に生計を維持する配偶者や子どもを有することとなった場合はその事実が発生した時点から加算の対象となります。

※婚姻、出生等の事実が発生した日における生計維持関係を確認します。

## 障害児の皆さんへ年金を支給します

### 障害児福祉年金

障害児の皆さんに対し、その福祉の増進を図ることを目的として、7月に福祉年金を支給します。

次の要件に該当する人は、申請を行ってください。

### ▽支給額

①身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人 10,000円

②身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bまたは精神障害者保健福祉手帳2級を所持している人 8,000円

### ▽支給要件

平成23年4月1日までに手帳を取得し、平成23年4月1日以前に1年以上市内に居住している20歳未満の人で、次のいずれかに該当する人

※児童福祉施設、身体障害者施設、知的障害者施設および精神障害者施設などへ入所している人は、対象にならない。

りません。

①身体障害者手帳1～4級を所持している人

②療育手帳を所持している人

③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人

▽申請期間 5月6日(金)～31日(火)

※障害児福祉年金証書を持っている人については、年金の支給に当たっては、4月1日における障害児の状況などを確認するため、障害児福祉年金現況届を郵送しますので、右記の期間中に提出してください。

### ■問い合わせ・申請先

福祉課  
 ☎0869・26・5943  
 邑久分室  
 ☎0869・22・1810  
 牛窓支所  
 ☎0869・34・3431  
 裳掛出張所  
 ☎0869・25・0004

## 人権擁護委員が再任・交代しました

太田隆子氏、藤田智光氏

4月1日付けで、太田隆子氏が人権擁護委員に再任しました。また、同じく4月1日付けで新しく藤田智光氏が着任しました。いずれも任期は平成26年3月31日までの3年間です。

6月1日(水)は人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、さまざまな分

野の人たちが地域の中で人権思想を広め、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものです。現在、約14,000人の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されています。

人権擁護委員は、相談などを通じて、法務局などの職員と協力し、情報の収集、人権侵犯事件の調査・処置、当事者の利害・主張の調整を行い、

事案の円満な解決を図っています。さらに、人権に関する啓発活動も行っています。

本市内には9人の人権擁護委員があり、毎月3回なやみごと相談(本紙「くらしの情報」に掲載)を行っています。相談料は無料。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

### ■問い合わせ先 人権啓発室

☎0869・22・3922



## 人権を守りましょう

日本国憲法第14条では「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において、差別されない」と規定され、法の下での平等を保障しています。

お互いを尊重し合い、人権問題の解決に向けて主体的に取り組み、すべての人々が尊重される社会を築きましょう。

### 【身元調査などは拒否】

婚姻は両性の合意のみに基づいて行われるべきものです。また、就職は本人の能力・適性によって採否が決定されるべきものです。差別につながる身元調査などを行わないとともに応じないようにしましょう。

### 【えせ同和行為を排除】

同和問題を口実に、高額な書籍等の購入強要や不当な金銭要求などを行う「えせ同和行為」の被害が後を絶ちません。きっぱりと断りましょう。

### 【差別書き込みを根絶】

インターネットで発信された情報で、誰かが傷つく場合があることを考え、差別書き込みを根絶していきましょう。

### ■問い合わせ先

人権啓発室  
 ☎0869-22-3922

## 心身の相談を受け付けます

### 地域生活支援センタースマイル

生活をする上で、身体や心の問題で悩んでいる人はいませんか。

地域生活支援センタースマイルでは障害がある人などから相談を受け、関係機関と連携を取りながら地域の中で安心して生活を送れるよう、その人のニーズに合ったさまざまなサービスや支援を提供しています。

相談員は、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、思春期相談士、発達障害支援コーディネーターです。

相談は、スマイル内の相談室で受けられますので、プライバシーも守られます。相談を希望する人はスマイルへご連絡ください。

内容によっては、面接の予約や自宅への訪問など個別に対応します。

▽対象者 障害のある子どもから大人、その家族、また障害のある人を支援している人など



たくさんの人でにぎわったスマイル祭り

▽相談内容 身体障害、知的障害、精神障害、ひきこもり、発達障害など

### ▽相談時間

【常設相談】 毎週火～土曜日  
 午前9時～午後5時

### 【専門相談】

・思春期こころの健康相談  
 毎週土曜日 午前10時～午後3時

・身体障害・知的障害専門相談  
 毎週火曜日 午後1～5時

・発達障害 毎週1回

### ▽相談料 無料

### ■問い合わせ・相談先

地域生活支援センタースマイル  
 邑久町山田庄880・1  
 (市民病院東)  
 ☎0869・22・9600  
 FAX 0869・22・9603